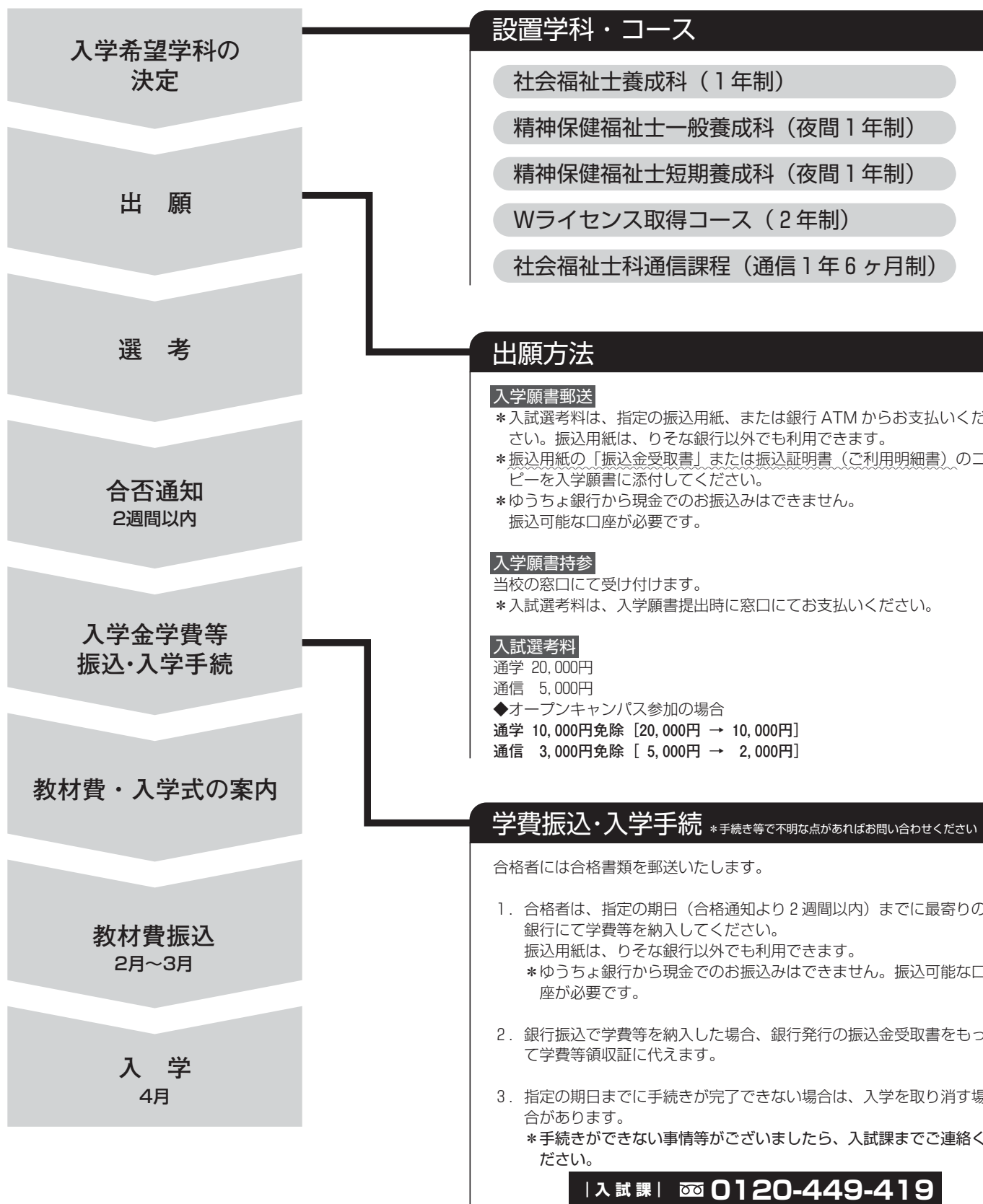


2019 [養成科] 募集要項

※こどもみらい科の募集要項については、【専門課程】のパンフレットをご覧ください。

入学願書出願から入学までの流れ



募集学科・コース

学科・コース		定員	修業年限	期 間
社会福祉士養成科	通学	70名	1年	2019年4月入学～2020年3月卒業
精神保健福祉士一般養成科	夜間通学	32名	1年	2019年4月入学～2020年3月卒業
精神保健福祉士短期養成科	夜間通学	20名	1年	2019年4月入学～2020年3月卒業
Wライセンス取得コース※	1年目 通学 2年目 夜間通学		2年	2019年4月入学～2021年3月卒業
社会福祉士科通信課程	通信	100名	1年6ヶ月	2019年4月入学～2020年9月卒業

※Wライセンス取得コース

- 1年目 社会福祉士養成科
- 2年目 精神保健福祉士短期養成科（社会福祉士「合格」の場合）
精神保健福祉士一般養成科（社会福祉士「不合格」の場合）

出願資格

◆社会福祉士養成科【通学・1年制】

◆精神保健福祉士一般養成科【夜間通学・1年制】

◆Wライセンス取得コース【通学・2年制】

◆社会福祉士科通信課程【通信・1年6ヶ月制】

●下記の1～4のいずれかに該当し、心身ともに健康で修学に支障のない方。

- 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方、またはこれに準ずるとして厚生労働省令に定められた方。
4年制大学卒業者（2019年3月卒業見込みを含む）
- 学校教育法に基づく3年制の短期大学（夜間・通信によるものは除く）を卒業した方、またはこれに準ずるとして厚生労働省令に定める方であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した方。
3年制短大卒業者+実務経験1年以上（短大等卒業後）
- 学校教育法に基づく2年制の短期大学または高等専門学校を卒業した方、またはこれに準ずるとして厚生労働省令に定める方であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した方。
2年制短大等卒業者+実務経験2年以上（短大等卒業後）
- 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した方。
実務経験4年以上
※実務経験の範囲は、社会福祉士と精神保健福祉士とは異なります。（※P34～参照）

◆精神保健福祉士短期養成科【夜間通学・1年制】

●下記の1～4のいずれかに該当し、心身ともに健康で修学に支障のない方。

- 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において精神保健福祉士法第7条2項に定める基礎科目（※P41参照）を修めて卒業した方、またはこれに準ずるとして精神保健福祉士法施行規則第7条第2項に定める方。
4年制大学卒業者+基礎科目履修済（2019年3月卒業見込みを含む）
- 学校教育法に基づく3年制の短期大学（夜間・通信によるものは除く）において基礎科目（※P41参照）を修めて卒業した方、またはこれに準ずるとして精神保健福祉士法第7条第5項に定める方であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した方。
3年制短大卒業者+基礎科目履修済+実務経験1年以上（短大等卒業後）
- 学校教育法に基づく2年制の短期大学において基礎科目（※P41参照）を修めて卒業した方、またはこれに準ずるとして精神保健福祉士法第7条第8項に定める方であって指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した方。
2年制短大等卒業者+基礎科目履修済+実務経験2年以上（短大等卒業後）
- 社会福祉士の資格を持つ方。

※精神保健福祉士短期養成科の入学要件をお持ちでも、本校の『精神保健福祉士一般養成科』へ入学を希望する方は、出願することが可能です。

募集学科・学費一覧

募集学科・コース	入学金 (入学手続時)	学費		Wライセンス 取得コース 学費免除特典	合計	
		授業料	施設費			
社会福祉士養成科〔1年制〕	150,000	770,000	180,000	—	1,100,000	
精神保健福祉士一般養成科〔夜間 1年制〕	150,000	770,000	180,000	—	1,100,000	
精神保健福祉士短期養成科〔夜間 1年制〕	150,000	500,000	180,000	—	830,000	
Wライセンス取得コース 〔2年制〕	1年目：社会福祉士養成科	150,000	770,000	180,000	※① 150,000	950,000
	2年目：精神保健福祉士 短期養成科	150,000	500,000	180,000	※② 350,000	480,000
	2年目：精神保健福祉士 一般養成科	150,000	770,000	180,000	※② 350,000	750,000

その他、教科書代・実習費・行事費等は実費負担となり、ご入学前（2月～3月）に別途納入になります。

実習を受ける方と実習が免除の方では費用が異なりますが、年間約13万円～23万円程度です。

国家試験受験費は、受験時に自己負担になります。

※Wライセンス取得コース特典（P31）
 ※① 1年目 学費15万円免除
 ※② 2年目 学費35万円免除

募集学科	入学金	学費			合計
		授業料	スクーリング 費用	実習指導料 (必要な方のみ)	
社会福祉士科通信課程〔1年6ヶ月〕	30,000	180,000	70,000	70,000	350,000

その他、教科書代等は実費負担となり、ご入学前（2月～3月）に別途納入になります。

実習を受ける方と実習が免除の方では費用が異なりますが、年間約6万円～9万円程度です。

国家試験受験費は、受験時に自己負担になります。

※社会福祉科通信課程は入学金を含め一括払いのみとなります。

■学費について

1. 入学金は、入学手続き時（合格通知後、2週間以内）にお支払いいただきます。
2. 学費は年間一括全納を原則としますが、年2回の分納も可能です。
 「一括全納」をご希望の場合は、学費（授業料、施設費）を2月末までにお支払いいただきます。
 「分納」をご希望の方は、第一回支払の納入金を2月末までにお支払いいただき、6月頃に第二回支払のご案内をいたします。
 納入期限は7月中旬までとなります。
3. 「フチガミ学費分割サポート制度」（P31）の利用をご希望の場合、お申込手順については入試課までお問い合わせください。
 ※社会福祉科通信課程は入学金を含め一括払いのみとなります。
4. やむを得ず、2019年3月21日までに入学を辞退される場合は、入学金以外の学費は返還いたします。
 なお、出願時の選考料及び入学金については、いかなる場合もご返還できません。

学費分割支払方法

学費は一括払以外に、二分割払・月額払も可能です。

募集学科	「二分割払」利用の場合			「月額払」利用の場合 「フチガミ学費分割サポート制度」（P31）	
	入学金 (入学手続時)	第一回支払 (2月～)	第二回支払 (7月中旬迄)	入学時納入費用	1ヶ月～8ヶ月目
社会福祉士養成科	150,000	475,000	475,000	入学金150,000円 + 諸費用130,000円 ～230,000円 事務手数料16,200円	118,750円(×8回)
精神保健福祉士一般養成科	150,000	475,000	475,000		118,750円(×8回)
精神保健福祉士短期養成科	150,000	340,000	340,000		85,000円(×8回)

※社会福祉士科通信課程は一括払いのみとなりますので、「フチガミ学費分割サポート制度」（P31）はご利用になれません。

※免除額は第1回支払時に差し引かれます。

入試制度・出願方法

- ◆社会福祉士養成科【通学・1年制】
- ◆精神保健福祉士一般養成科【夜間通学・1年制】
- ◆精神保健福祉士短期養成科【夜間通学・1年制】
- ◆Wライセンス取得コース【通学・2年制】

入学願書受付	2018年10月1日～2019年3月14日 ※入学願書必着 ※下記の入学試験日程を参照
入試選考料	20,000円（オープンキャンパス参加者は、10,000円免除→10,000円）
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ◎書類選考：養成科 志望理由書（600字） * 入学願書と同封 ◎筆記試験：一般常識（公務員採用試験 初級～中級程度） ◎面接試験：面接試験
出願書類	<ul style="list-style-type: none"> ●入学願書 * 写真添付（様式1） ●養成科 志望理由書（様式3） ●成績証明書（注①③） ●卒業（見込）証明書（注①②③） ●1,000円分切手（可否通知郵送代・簡易書留等） <p>* 以下は、該当する方は同封してください（注④）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○推薦書（様式4） ※下記特典の所属長推薦をご確認ください ○実務経験（見込）申告書（様式5） ※実務経験者のみ ○実務経験（見込）証明書 個票（様式6又は7） ※実務経験者のみ ○社会福祉士登録証コピー ※社会福祉士の方 ○精神保健福祉士登録証コピー ※精神保健福祉士の方 <p>【注】 ①成績証明書・卒業（見込）証明書は、大学等（大学院の方は大学も含む）の最終学歴分で3ヶ月以内発行のものを提出してください。（コピー不可）</p> <p>②2019年3月31日までに4年制大学を卒業見込みの方は「卒業見込証明書」を同封し、本校に入学後「卒業証明書」を提出してください。</p> <p>③成績、卒業証明書と現在の氏名に変更がある方は『戸籍抄本』を同封してください。</p> <p>④一般大学等卒業生で1年以上の実務経験（P34～参照）のある方は『実務経験（見込）申告書』（様式5）、『実務経験（見込）証明書』（様式6又は7）を提出することにより、「相談援助実習指導」（精神保健福祉援助実習指導）及び「相談援助実習」（精神保健福祉援助実習）が免除されます。</p>
特典	<p>※以下に該当する方は、次の特典を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所属長推薦 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療の分野で勤務し、所属長より推薦が受けられる方は、所属長の『推薦書』（様式4）を入学願書と同封してください。 【特典】学費10,000円を免除します。 ■ 国家試験対策講座の受講 <ul style="list-style-type: none"> 【特典】本校が行う『国家試験対策講座』を特別料金で受講できます。

◆2019年度入学生 入学試験日程・入学願書出願締切

入 試 日		入学願書到着締切日	入 試 日		入学願書到着締切日
第1回	2018年10月13日(土)	2018年10月6日(土)	第5回	2019年1月19日(土)	2019年1月12日(土)
第2回	10月27日(土)	10月20日(土)	第6回	2月9日(土)	2月2日(土)
第3回	11月17日(土)	11月10日(土)	第7回	3月2日(土)	2月23日(土)
第4回	12月15日(土)	12月8日(土)	第8回	3月21日(木)	3月14日(木)

※入学試験の詳細は、受験票でご確認下さい。 ※締切日は必着です。

◆社会福祉士科通信課程【通信・1年6ヶ月制】

入学願書受付	2018年10月1日～2019年3月14日 ※入学願書必着（※面接試験が免除の方は、3月25日必着）
募集定員・地域	・入学定員：100名 ・募集地域：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県
入試選考料	5,000円（オープンキャンパス参加者は、3,000円免除→2,000円）
選考方法	◎書類選考：養成科 志願理由書（600字）（様式3） ◎面接試験（実務未経験者（実習必須）のみ） ※ただし、オープンキャンパス参加者は「面接試験」免除
出願書類	<ul style="list-style-type: none"> ●入学願書 *写真添付（様式2） ●養成科 志望理由書（600字）（様式3） ●成績証明書（注①③） ●卒業（見込）証明書（注①②③） ●1,000円分切手（可否通知郵送料・簡易書留等） <p>*該当する方は同封してください（注④）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○推薦書（様式4） ※下記特典の所属長推薦をご確認ください ○実務経験（見込）申告書（様式5） ※実務経験者のみ ○実務経験（見込）証明書 個票（様式6又は7） ※実務経験者のみ <p>【注】 ①成績証明書・卒業（見込）証明書は、大学等（大学院の方は大学も含む）の最終学歴分で3ヶ月以内発行のものを提出してください。（コピー不可） ②2019年3月31日までに4年制大学を卒業見込みの方は「卒業見込証明書」を同封し、本校に入学後「卒業証明書」を提出してください。 ③成績、卒業証明書と現在の氏名に変更がある方は『戸籍抄本』を同封してください。 ④一般大学等卒業等で1年以上の実務経験（P34～参照）のある方は『実務経験（見込）申告書』（様式5）、『実務経験（見込）証明書』（様式6又は7）を提出することにより、「相談援助実習指導」及び「相談援助実習」が免除されます。</p>
特典	<p>※以下に該当する方は、次の特典を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 所属長推薦 ・福祉医療の分野で所属長より推薦が受けられる方は、所属長の『推薦書』（様式4）を入学願書と同封してください。 【特典】学費10,000円を免除します。 ■ 実習費免除 ・指定施設で相談援助業務（P34～参照）に1年以上従事された経験があり、実習を免除される方は、『実務経験申告書』（様式5）と『実務経験証明書』（様式6又は7）を入学願書に同封してください。 【特典】実習が免除される方は、実習指導料70,000円を免除します。 ■ 国家試験対策講座の受講 【特典】本校が行う『国家試験対策講座』を特別料金で受講できます。

◆2019年度入学生 入学試験日程・入学願書出願締切

入 試 日		入学願書到着締切日		入 試 日		入学願書到着締切日	
第1回	2018年10月13日(土)	2018年10月6日(土)	第5回	2019年1月19日(土)	2019年1月12日(土)		
第2回	10月27日(土)	10月20日(土)	第6回	2月9日(土)	2月2日(土)		
第3回	11月17日(土)	11月10日(土)	第7回	3月2日(土)	2月23日(土)		
第4回	12月15日(土)	12月8日(土)	第8回	3月21日(木)	3月14日(木)		

※入学試験の詳細は、受験票でご確認下さい。 ※締切日は必着です。

フチガミサポート制度

◆早期受験特待生制度（現役大学4年生対象）

第1回～第4回入学試験受験者の中で、大学卒業見込みの方に学費を免除する制度です。

特典

第1回（2018.10.13）～第4回（2018.12.15）入学試験受験者の中で、「社会福祉士養成科」「精神保健福祉士一般養成科」を受験し、入学される方は、**学費2万円を免除します。**
※詳しくは入試課にお問い合わせください。

早期受験特待生
学費2万円免除

◆資格取得者特典

下記の国家資格取得者が、本校に入学する場合は、特典があります。（※資格証のコピーを同封してください。）

特典

次の資格取得（見込）者で「社会福祉士養成科」「精神保健福祉士養成科 [一般・短期]」「Wライセンス取得コース」に入学される方は、**学費2万円を免除します。**（1資格に限ります）

●介護福祉士 ●看護師 ●保育士 ●教員免許

資格取得者
学費2万円免除

◆フチガミ在學生・卒業生紹介制度

フチガミの卒業生・在學生・関係者等の紹介により入学した方に学費を免除する制度です。

入学願書の『フチガミ在學生・卒業生紹介制度』の部分にチェックしてください。

『フチガミ在學生・卒業生紹介制度』申込書に必要事項を記入し、入学願書に同封してください。

（※申込書は、入試課にお問い合わせください）

特典

■社会福祉士養成科・精神保健福祉士養成科 [一般・短期]
学費2万円を免除します。

■社会福祉士科通信課程
学費1万円を免除します。

※詳しくは入試課にお問い合わせください。

通学

学費2万円免除

通信

学費1万円免除

◆フチガミ卒業生制度

本校の卒業生が、資格取得のために改めて本校に入学する場合は、特典があります。

特典

■社会福祉士養成科・精神保健福祉士養成科 [一般・短期]
学費15万円を免除します。

■社会福祉士科通信課程
学費3万円を免除します。

※詳しくは入試課にお問い合わせください。

通学

学費15万円免除

通信

学費3万円免除

◆ Wライセンス取得コース特典 (P18)

『社会福祉士』と『精神保健福祉士』の国家資格をダブルで取得をめざす2年間の通学コースです。

特典

■ 1年目：社会福祉士養成科
・学費15万円を免除します。

■ 2年目：精神保健福祉士養成科 [一般・短期]
・学費35万円を免除します。(社会福祉士国家試験受験資格取得者)
※退学した場合は、免除金を返還していただきます。

1年目

学費15万円免除

2年目

学費35万円免除

■ フチガミ学費分割サポート制度

フチガミの学費納入は、一括または二分割を原則としていますが、ご家庭の経済状況に合わせて月額での分割納入ができるサポート制度も設けています。この制度は希望により、どなたでも申し込むことができます。(社会福祉士科通信課程は除く)

対象者	○本校にて事前に審査を行い、面談の結果、採用された方
概要	○金利はかかりません。 ○在学中に学費合計を所定の分割回数で割り、毎月口座振替で納入します。 ○分割の対象は授業料・施設費のみとなります。(入学金・教材費等は入学前にお支払いいただきます) ○年間事務手数料16,200円が必要です。 ○この制度にプラスして他の制度も利用可能です。

※詳しくは入試課までお問い合わせください。

学費サポート制度

■ 専門実践教育訓練給付制度 (P23)

本校の社会福祉士養成科・精神保健福祉士養成科 [一般] は、厚生労働大臣指定の「専門実践教育訓練給付制度指定講座」です。これは、雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、本校に入学1ヶ月前までにハローワーク(公共職業安定所)に支給手続きを行い、一定条件を満たした方には相当する金額が段階的に給付される制度です。

*詳しくは、最寄りのハローワークでお尋ねください。

■ 一般教育訓練給付制度 (P23)

本校の社会福祉士科通信課程は、厚生労働大臣指定の「教育訓練給付制度指定講座」です。これは、雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、本校を卒業後(修了時)にハローワーク(公共職業安定所)に支給手続きを行い、一定条件を満たした方には相当する金額が給付される制度です。

*詳しくは、最寄りのハローワークでお尋ねください。

■ 福岡県介護福祉士等修学資金貸付制度

修学に際し、経済的援助を必要としている方に、福岡県が修学資金を貸付する制度です。

実施主体	福岡県社会福祉協議会 TEL (092) 584-3377
貸付対象学科	社会福祉士養成科(1年制・通学) 社会福祉士科通信課程(1年6ヶ月制・通信)
貸付額	入学準備金…20万円以内 月額貸付金…5万円以内 就職準備金…20万円以内
返済	資格を取得して本校を卒業した日から一年以内に、社会福祉士として相談援助・介護等に従事した場合には、返還が免除されます。(原則5年従事した場合) *詳しくは、福岡県社会福祉協議会 総務部総務課でお尋ねください。

※申請書類等につきましては、本校入学後にご案内します。

各種学費サポート制度

■ フチガミの提携教育ローン

フチガミの提携している信販会社の教育ローンです。ご来店不要、必要書類は学校交付の書類のみの簡単な手続きでご利用いただけます。また、学校提携による優遇された手数料なので安心です。ご利用者の経済状況に合わせて、月々に無理なく返済することができます。

● **オリентコーポレーション** 年利
「学費サポートプラン」 4.3%

お問合せ先

株式会社オリентコーポレーション 学費サポートデスク

TEL 0120-517-325 (フリーダイヤル)

(受付時間/9:30~17:30 ※土日祝日は除く)

● **ジャックス** 年利
「教育ローン悠裕プラン」 4.2%

お問合せ先

株式会社ジャックス コンシューマーデスク

TEL 0120-338-817 (フリーダイヤル)

(受付時間/平日9:30~17:30 土日祝日10:00~18:00)

● **ヤフーグループ** 年利
「ワイジェイカード学資クレジット」 1.5%~3.9%

お問合せ先

ワイジェイカード株式会社 学資クレジット係

TEL 0570-200311

(受付時間/9:30~17:30 ※土日祝日は除く)

※ご利用できない場合は、092-303-5794へお問合せください。

※教育ローンの年利は2018年3月実績です

■ 日本学生支援機構奨学金制度 ※通学課程の学生対象

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難である優れた学生に対し貸与（貸付）されるもので、貸与が終了した後、必ず返還しなくてはなりません。

奨学金の貸与を受ける必要性、適正な金額、返還時の負担のことを十分考慮のうえ申込みをしてください。

日本学生支援機構
問合せ先

TEL. 0570-03-7240 (月~金 8:30~20:00)

ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

国家試験対策講座

本校では、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験に向け対策講座を行っています。
本校の在学学生以外の方でも受講は可能です。ご希望の方は、お電話にてお申し込ください。
※プログラムの内容は、P03にてご確認ください。
※詳細は2018年9月初旬にホームページにて発表します。

在学生以外も
現役大学生も
受講可能です!

【講座】2018年10月~12月までの予定 土日・祝日講座

国家試験解答速報

本校では、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の解答速報をホームページにて行っています。
本校専門講師による解答後、順次ホームページに掲載します。

養成科の講座・セミナー 各種セミナーでさらにスキルアップ! 卒業後のキャリアの幅を広げよう!



パソコン操作の基礎から学べる

パソコンセミナー

パソコン操作の初心者とパソコン操作を苦手としている方が対象です。基礎から丁寧に学ぶことができます。主にワード（文書作成）とエクセル（表計算）の講座です。



医療と福祉の実践英会話を学べる

英会話

「医療」と「福祉」をテーマとした実践英会話を学びます。世界で通用する「医療」と「福祉」の分野で使用される表現（用語）、生活に必要な英語力を習得するコースです。

ひとり暮らしマンション・ 学生寮の住居紹介

本校からでも徒歩で通学できる、ひとり暮らし用マンションなどをご紹介します。『三好不動産 スマイルプラザ天神店』との提携により、オープンキャンパス参加の時などを利用して現地にご案内いたします。詳しくは、パンフレット等をご確認ください。

詳しい資料を送付させていただきますので、下記へご連絡ください。

三好不動産 スマイルプラザ 天神店 / TEL **092-781-1000**

<http://www.miyoshi.co.jp>

遠隔地からの入学者のために、本校提携の学生寮があります。福岡市の文教地区で閑静な住宅街の中にある寮で、生活環境はもちろんのこと、設備・経済性・交通アクセスも良好。初めてのひとり暮らしにとって保護者の方々にも安心していただけます。

オープンキャンパスの前日または当日に、無料で体験入寮ができます。見学または体験入寮(宿泊)をご希望の方は、オープンキャンパスと同時に必ずお電話でお申し込みください。

【交通アクセス】地下鉄空港線(天神～西新)…7分 + 『西新駅』下車～下記の学生寮まで…徒歩7分

男・女学生マンション

Dorm*N

[ドーム・エヌ]

女子寮

CLOVERHOUSE

[クローバーハウス]

男子寮

BLUEBERRYHOUSE

[ブルーベリーハウス]

詳しい資料を送付させていただきますので、下記へご連絡ください。

株式会社童夢 入寮管理事務局 / フリーダイヤル **0120-77-8874**

実務経験が認められる『指定施設』、実務経験の範囲

◆社会福祉士養成科・社会福祉士科通信課程

実務経験

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

1. 児童分野

児童福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童相談所	児童福祉司
	受付相談員
	相談員
	電話相談員
	児童心理司、心理判定員
	児童指導員
	保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員
	少年指導員（少年を指導する職員）
	個別対応職員
児童養護施設	児童指導員
	保育士
	個別対応職員
	家庭支援専門相談員
	職業指導員
	里親支援専門相談員
障害児入所施設 ・児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	児童指導員
	保育士
	心理指導担当職員
	児童発達支援管理責任者
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意1）
	保育士（注意2）
知的障害児通園施設	児童指導員（注意1）
	保育士（注意2）
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（注意1）
	保育士（注意2）
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療養施設	児童指導員（注意1）
	保育士（注意2）
情緒障害児短期治療施設	児童指導員
	保育士
	個別対応職員
	家庭支援専門相談員
重症心身障害児施設	児童指導員（注意1）
	保育士（注意2）
	心理指導員（心理指導を担当する職員）
児童自立支援施設	児童自立支援専門員
	児童生活支援員
	個別対応職員
	家庭支援専門相談員
	職業指導員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）
	指導員
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童指導員
	保育士
	児童発達支援管理責任者
	障害福祉サービス経験者

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害児相談支援事業	相談支援専門員
乳児院	児童指導員
	保育士
	個別対応職員
	家庭支援専門相談員
	里親支援専門相談員
指定医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員（注意1）
	保育士（注意2）
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の指導員
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（利用者支援事業実施要綱4(3)①から④までの全ての業務を実施する類型（利用者支援事業基本型）に限る）
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行なっている専任の職員（相談員）
支援地域生活 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている専任の職員
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業・一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員
重症心身障害児（者）通園事業を行なっている施設	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー

（注意1）「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意2）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

2. 高齢者分野

老人福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホーム)	生活相談員、生活指導員
軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウス)	生活相談員、生活指導員
老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員
老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員
老人デイサービスセンター	生活相談員、生活指導員
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている専任の職員
有料老人ホーム	生活相談員

介護保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設)	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (注意1) (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設	生活相談員	
	計画作成担当者	
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設 (注意2) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設	生活相談員、生活指導員	
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設	生活相談員、生活指導員	
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設) ・介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員	

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設) ・介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従事者
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員

(注意1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意2)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている専任の相談員
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている専任の職員

3. 障害者分野

身体障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
	心理判定員
	職能判定員
	ケース・ワーカー
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
点字図書館	相談援助業務を行なっている専任の職員

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)

知的障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
	心理判定員
	職能判定員
	ケース・ワーカー

障害者総合支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者支援施設	生活支援員(注意1)	
	就労支援員	
	サービス管理責任者	
地域活動支援センター	指導員(注意1)	
福祉ホーム	管理人	
身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員、生活指導員(注意1)	
	身体障害者療護施設	生活支援員、生活指導員(注意1)
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員、生活指導員(注意1)
身体障害者福祉工場	指導員	
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉ホーム	管理人
知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員、生活指導員(注意1)	
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員、生活指導員(注意1)
	知的障害者通勤寮	生活支援員、生活指導員(注意1)
障害者福祉サービス事業を行なう施設	療養介護を行なう施設	生活支援員(注意1) サービス管理責任者
	生活介護を行なう施設	生活支援員(注意1) サービス管理責任者
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(注意1) サービス管理責任者
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(注意1) 就労支援員 サービス管理責任者
	就労継続支援を行なう施設(A型、B型)	生活支援員(注意1) サービス管理責任者

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
一般相談支援事業所	相談支援専門員	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	
相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	
障害福祉サービス事業	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業	相談援助業務を行なっている専任の職員
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム	相談援助業務を行なっている専任の職員
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員

(注意1)「生活支援員(生活指導員)・指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員(生活指導員)・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

のぞみの園法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている専任の指導員 相談援助業務を行なっている専任のケース・ワーカー

発達障害者支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員 主任就業支援担当者
障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者 生活支援担当職員

職業安定法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている専任の指導員
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
精神障害アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
アウトリーチ事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員でジョブコーチ支援を行なっている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者

4. その他の分野

地域保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている専任の職員)

医療法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
	退院後生活環境相談員

生活保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
救護施設	生活指導員
更生施設	生活指導員
授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員

生活困窮者自立支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員
	相談支援員
	就労支援員
	家計相談支援員

社会福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）
	身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）
	知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）
	老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）
	現業員・ケースワーカー
	家庭児童福祉主事
	専任の家庭相談員
	面接相談員
	専任の婦人相談員
	専任の母子・父子自立支援員、専任の母子相談員
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
隣保館	相談援助業務を行なっている専任の指導員
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 (安心生活基盤構築事業)	専門員

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
市（特別区を含む） 町村社会福祉協議会	福祉活動専門員
	相談援助業務を行なっている専任の職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。)

売春防止法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
婦人相談所	相談指導員
	判定員（心理・職能判定員）
	専任の婦人相談員
婦人保護施設	生活指導員（入所者を指導する職員）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員 (母子の相談を行なう職員)

更生保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地方更生保護委員会	保護観察官
保護観察所	保護観察官

更生保護事業法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
更生保護施設	補導主任
	補導員

労働者災害補償保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている専任の職員
就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている専任の職員
ホームレス総合相談推進事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
自立相談支援機関 (自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員
	相談支援員
	就労支援員
	家計相談支援員
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	(相談援助業務を行なっている専任の相談員) (注意1)個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に試験センターに電話で連絡してください。

5. 現在廃止事業の分野

（※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。）

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員、生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている専任の職員
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員、生活指導員 相談援助業務を行なっている専任の職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員
障害者デイサービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業	相談援助業務を行なっている専任の職員
経過的デイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている専任の職員
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の職員
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 ・高齢者世話付住宅において実施する事業	生活援助員
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている専任の指導員
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の相談員
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院において実施する事業	相談援助業務を行なっている専任の相談員
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている専任の相談員
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている専任の相談員
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員

実務経験が認められる『指定施設』、実務経験の範囲

◆精神保健福祉士養成科 [一般・短期]

相談援助実務

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験の範囲は、次のとおりとなっています。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条】

対象となる職種

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
 - ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ ケース記録等の関係書類の整理
 - ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・ 関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。
ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

対象となる施設・事業種類

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設（事業）等種類	職種の例
精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 医療ソーシャルワーカー ・ 看護師 ・ 臨床心理技術者 ・ その他
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉相談員 ・ 社会福祉士 ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 心理判定員 ・ 保健師 ・ 看護師 ・ 臨床心理技術者 ・ その他

児童福祉法

施設（事業）等種類	職種の例		
<table border="1"> <tr> <td>障害児通所支援事業を行なう施設 (児童デイサービスであった期間を含む)</td> <td>児童発達支援 放課後等デイサービス</td> </tr> </table>	障害児通所支援事業を行なう施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任で相談援助業務に従事する職員 ・ その他
障害児通所支援事業を行なう施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス		

施設（事業）等種類	職種の例
乳児院	
児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員
福祉型障害児入所施設(知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ その他
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司 ・ 受付相談員 ・ 相談員 ・ 電話相談員 ・ 児童心理司 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ その他
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子支援員 ・ 少年を指導する職員 ・ その他
障害児相談支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援専門員 ・ その他
児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童自立支援専門員 ・ 児童生活支援員 ・ その他
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員 ・ その他

地域保健法

施設（事業）等種類	職種の例
保健所	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員
市町村保健センター	・保健師 ・看護師 ・臨床心理技術者 ・その他

医療法

施設（事業）等種類	職種の例
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・看護師
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	・臨床心理技術者 ・その他

生活保護法

施設（事業）等種類	職種の例
救護施設	・生活指導員
更生施設	・その他

地方自治体

施設（事業）等種類	職種の例
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・その他

社会福祉法

施設（事業）等種類	職種の例
福祉事務所	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・専任の家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・婦人相談員 ・母子自立支援員 ・その他
市町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・その他

知的障害者福祉法

施設（事業）等種類	職種の例
知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケースワーカー ・その他

法務省設置法

施設（事業）等種類	職種の例
保護観察所	・社会復帰調整官 ・保護観察官 ・その他

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設（事業）等種類	職種の例
広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・その他
地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者 ・その他

施設（事業）等種類	職種の例
障害者就業・生活支援センター	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・生活支援担当職員 ・その他

更生保護事業法

施設（事業）等種類	職種の例
更生保護施設	・補導主任 ・補導員 ・その他

発達障害者支援法

施設（事業）等種類	職種の例
発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員 ・その他

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設（事業）等種類	職種の例	
障害福祉サービス事業	生活介護	・生活支援員
	自立訓練	・就労支援員
	就労移行支援	・サービス管理責任者
	就労継続支援	・その他
障害福祉サービス事業	短期入所	・専任で相談援助業務に従事する職員 ・その他
	重度障害者等包括支援	
障害福祉サービス事業	共同生活援助(共同生活介護であった期間を含む)	・相談支援専門員 ・その他
	一般相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	
	特定相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	
障害者支援施設	・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・その他	
地域活動支援センター	・指導員 ・その他	
福祉ホーム	・管理人 ・その他	

改正前の法律

施設（事業）等種類	職種の例
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	・世話人 ・その他
精神障害者社会復帰施設	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 ・その他
知的障害者援護施設	・生活支援員 ・生活指導員 ・その他
児童デイサービス	・専任で相談援助業務に従事する職員 ・その他

指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設（事業）等種類	職種の例
精神障害者地域生活支援センター	・精神障害者社会復帰指導員 ・その他
精神障害者地域移行支援特別対策事業	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員 ・その他
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	・スクールソーシャルワーカー ・その他
ホームレス自立支援事業を実施する施設	・生活相談指導員 ・その他
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	(注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に試験センターへお問い合わせ下さい。

■精神保健福祉士短期養成科

入学資格要件に係る基礎科目

○基礎科目（平成24年度4月入学者からの適用）

【精神保健福祉士 試験センター】基礎科目

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2. 現代社会と福祉
3. 地域福祉の理論と方法
4. 社会保障
5. 低所得者に対する支援と生活保護制度
6. 福祉行財政と福祉計画
7. 保健医療サービス
8. 権利擁護と成年後見制度
9. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10. 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
11. 精神保健福祉援助演習（基礎）

○従前の基礎科目（平成23年4月から平成26年3月までの福祉系大学等入学者に適用）

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（平成20年厚生労働省告示第308号）】

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2. 社会保障
3. 低所得者に対する支援と生活保護制度
4. 福祉行財政と福祉計画
5. 保健医療サービス
6. 権利擁護と成年後見制度
7. 精神保健福祉援助技術総論

○従前の基礎科目（平成23年3月までの福祉系大学等入学者に適用）

【精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（平成10年厚生省告示第9号）】

1. 社会福祉原論
2. 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
3. 精神保健福祉援助技術総論
4. 医学一般
5. 心理学、社会学、法学のうち1科目